

IPR 委員会規程

理 事 会
制 定： 2001 年 3 月 30 日
最近改正：2010 年 5 月 31 日

一般社団法人 情報通信技術委員会（以下「TTC」という。）は以下により理事会の下に IPR 委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（設置目的）

第 1 条 TTC 標準に係わる産業財産権（工業所有権）その他の知的財産権（以下「IPR」という。）に関する業務の遂行に寄与するため、委員会を設置する。

（権能）

第 2 条 委員会は次に掲げる権能を有する。

- (1) TTC 標準に係わる IPR に関する基本指針の制定案、改定案、廃止案の策定とそれらの理事会への付議
- (2) 基本指針を上位規程とする IPR 諸規程の制定、改定、廃止
- (3) 国内外における IPR の動向に関する調査・研究
- (4) 関連標準化機関等との IPR 分野における連携
- (5) 理事会からの諮問事項の検討
- (6) その他、第 1 条の設置目的に関連する事項の検討

（構成員）

第 3 条 委員会は委員、特別委員及び TTC 事務局長が指名する TTC 事務局員で構成する。

（委員）

第 4 条 TTC 正会員（以下「正会員」という。）は正会員を代表する社員または職員を委員会の委員として登録することにより、委員会に参加することができる。

2. 1 正会員からの委員は原則として 1 名とする。

（特別委員）

第 5 条 理事長は、委員会の同意を得て、IPR に関する有識者を特別委員として委嘱することができる。

（委員長及び副委員長）

第 6 条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2. 委員長及び副委員長は委員及び特別委員から選出する。
3. 標準化会議議長及び標準化会議副議長は委員長及び副委員長になることはできない。
4. 第 2 項の選出に当たっての投票権、定足数及び議決は各々第 10 条、第 11 条及び第 12 条による。
5. 委員長は委員会の活動を統括する。
6. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときはその職務

を代行する。

(委員長及び副委員長の任期)

第7条 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長及び副委員長は辞任または任期満了の場合においても、後任が就任するまではその職務を行わなければならない。

(特別委員の任期)

第8条 特別委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、必要に応じ、委員長の招集により開催する。

(投票権)

第10条 第4条により委員会に委員を登録した正会員は、登録した委員の数に関わらず、1の投票権を有する。

2. 複数の委員を委員会に登録した正会員は、議決に先立ち、投票権を有する委員1名を指名しなければならない。
3. 特別委員は投票権を有しない。

(定足数)

第11条 全投票権数の過半数をもって委員会における議決の定足数とする。

(議決)

第12条 委員会の議事は定足数を満たす有効投票総数の3分の2以上をもって決する。

2. 投票権を有する委員が議決に参加できない場合は、事前の書面により出席を予定している委員に委任することができる。この委任は有効投票と見なされる。
3. 棄権は第1項の有効投票と見なされない。
4. 議決は集会形式によることを基本とするが、委員長がやむを得ないと認めた場合は電子的手段によることができる。

(委員会への委任事項)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員会において別に定める。

附則1： 2001年3月3日制定

この規程は2001年5月1日から施行する。

附則2： 2009年5月26日改正

この改正は2009年7月1日から施行する。

附則3： 2010年5月31日改正

この改正は2011年4月1日から施行する。